

第十六回 参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月八日(水曜日)午後二時五分開会

出席者は左の通り。

大矢半次郎君

西川甚五郎君

小林 政夫君

青柳 秀夫君

岡崎 眞一君

藤野 繁雄君

山本 米治君

土田國太郎君

前田 久吉君

三木與吉郎君

堀木 鏡三君

平林 太一君

愛知 揆一君

白石 正雄君

河野 通一君

庄司 新治君

常任委員 木村常次郎君

大蔵省主計 大蔵省規課長 大蔵省銀行局長 郵政省電氣通信監理官

参考人

日本開發銀行 行副總裁 太田利三郎君

本日の會議に付した事件

○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案(内閣送付)

○昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣送付)

○一般會計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより第一

十四回の大蔵委員会を開会いたします。旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、予備審査、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案、予備審査、昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、予備審査、以上三案を一括議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案はか二法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

第一に、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。先ず、特別措置法の改正であります。現在旧陸海軍の共済組合及び外地関係共済組合等の組合員であつた者で、年金受給権を有しておりました者に対して年金を支給することとなつておるのであります。これらの組合の共済組規則が各組合まちまちでありましたので、年金受給権について不均衡を生じており、これを是正するため、旧陸軍共済組合及び外地関係の共済組合の組合員であつた者のうち、昭和二十年八月十五日において二十年以上

上勤務しておりました者について、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金を支給することとし、なお、旧陸軍兵器廠職工扶助令の適用を受けておりました者についても同様の措置を講ずることとしたのであります。

次に、国家公務員共済組合法の改正につきましては、組合員の、範圍を明確にいたしますと共に、ほ育手当金につきまして組合員の資格喪失後も継続支給ができるように改め、健康保険法との権衡を図つたのであります。

第二に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定により現に支給されております年金のうち、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金につきましては、従来、機械的な年金額の改定を行なつて参りました結果、同年七月一日以後に給付事由の生じた年金との間に不均衡を生じておられますので、これを是正いたします。

そのため、年金額算定の基準となつておる俸給に対応する新たな仮定俸給を作りました。これによつて昭和二十八年一月一日から年金額を改定することとし、又、公務による傷病を給付事由とする年金につきまして恩給法の規定による増加恩給の例に倣い、最低保障額

を定める等の措置を講ずることとしたのであります。

第三に、昭和二十七年年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合等の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

昭和二十七年十一月一日に行われた国家公務員の給与水準の改訂に伴い、国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額を、昭和二十八年十月分以降、国家公務員の現行給与水準に合せて改定することとしたのであります。

なお、以上の措置により増加する費用は原則として國庫の負担といたしましたが、地方職員を組合員とする共済組合又は公社の共済組合につきましては、國庫及び地方公共団体又は公社が按分して負担することとしたのであります。

以上が三法律案の提案の理由でございます。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) この三案の内容説明及び質疑は次回に譲ります。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案を議題といたしまして、質疑を願います。

○小林政夫君 一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金から

する一般会計への繰入金に関する法律案について、この緊特会計が融通証券を発行することができることになつておりますが、この融通証券の引受け予定先はどこであるか伺いたい。

○政府委員(白石正雄君) これは今のところはまだ予定していません。政府関係の機関が主としてこれを引受けるといふことに相成るだらうと思ひます。従ひまして、預金部資金等においての引受けが一応予定されるだらうと考えております。

○小林政夫君 この条文の趣意から考へて、融通証券というのはい時借入金と殆んど変らないと思うのですが、やはり一年以内に償還しなければならぬといふことになつておるのだから、それを一時借入金と融通証券とに分けた理由、両方を書いておかなければならぬ理由はどこにあるのですか。

○政府委員(白石正雄君) これは本会計につきまして特別にその点を區別して考へたわけではないわけでありまして、従来特別会計につきましては、一時借入金又はそういう証券の発行というふうな規定を設けておられますので、例文的にそれに倣つたわけでありまして、従ひまして、本会計におきましては、そういう事情が生じた場合におきましては、大体において一時借入金で賄うというところに相成るだらうと思ひます。特別に証券を発行するといふようなことにはならないのではなからうかといふように考へるわけでありまして、ただ一般的に先ほど申し上げましたように、特別会計についてはそういう例文的な規定に相成つておりますので、その例に倣つたといふことをご

います。○小林政夫君 どうも最近の法律案を見ると、或いは説明を聞くと、前からこういう書き方になつておるからやなんだという、大した考へたことでもなしに、情性的に今まで通りやると、文字を使うといふふうな、説明もされず、又そういうふうになつておるようでありませぬけれども、実際に証券を発行する心組がないなら、又こういうことだつたら殆んど、殆んどじやない、ちつとも變りはないと思ひますが、今後検討の上必要のないことは紛らわしいからやめてもらいたいと思ひます。

○藤野繁雄君 この提案理由の説明の中に、運用の実情に省みといふのは、必要がないといふ意味でございませぬか。

○政府委員(白石正雄君) この緊要物資輸入基金特別会計におきまする緊要物資輸入基金は、一般会計から二十五億円を繰入れておきまして、基金としてしましては二十五億円を現在持つておるわけにございませぬ。ところが二十六年度来の運用の実情を考へてみますと、二十六年度におきまして借入れましたのは二億五千八百万円程度でありまして、それから二十七年におきましては十三億五千九百万円程度であります。在庫が現在八、九億程度あるといふふうな状況にございませぬ。従ひまして、基金としては大体年間を通じて十億もあれば十分であるといふふうな考へられるわけでありませぬ。それから、この緊要物資として買入れておきまするような物資が今後増加するといふことも、目下の情勢におきましては予想せられませぬので、従ひまして、その実

情から見、又將來の見通しをいたしましても、二十五億の基金といふものは多過ぎるのではなからうかといふような点から、一応十億程度に減らしたいといふのが、この法案の目的であります。

○藤野繁雄君 そういたしますと、縮少物資といふものはこれ以上には買入れる必要がないといふことであるか、或いは購入ができないのであるか、その点を一つ……。

○政府委員(白石正雄君) この点につきましては、通産省の係りのほうから説明いたします。

○説明員(影山衛司君) お答えいたします。国際的なこういう物資の需給状況から見まして、昭和二十八年度におきましては前年度以上買付ける必要がないといふことではございませぬ。買入れることができないという意味ではないのでございませぬ。

○委員長(大矢半次郎君) 彼の御発言もないうちであります。質疑を終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○森下政一君 私よくわからぬので伺つておきたいと思ひますが、緊要物資といふものは具体的に言うとどういふものでございませぬか。

○政府委員(白石正雄君) 具体的に只今まで買入れましたものは、ニッケル、合成ゴム、アスベスト、コパル、タンクステン、モリブデン、そういったものでございませぬ。

○森下政一君 愛知さんに伺ひますが、非常にこの法案が何かこう財政面の収支をうまく按配するために、収入面であらゆるものから多少なりとも余つておるようなものは全部かき集めて

来なければならぬような必要に政府が迫られてやつておられるように感じられるのですが、そうじやないのですか、これは……。

○政府委員(愛知揆一君) これはこの機会に申し上げたいと思つておりますが、御承知のように同一事項が非常に多くなつておりますために、必ずしも財政の全般の需要から歳入を調達した、或いは特別会計を創設したりするといふことの必要から来るものでないものでございませぬ。例えば今日提案の理由を御説明しようなものは非常に事務的な技術的な内容になつております。そういうものが雑然として、まあこれは率直に申し上げるべきであります。すべて法律案という形で雑然としてご提案される関係で、そういう御意見も出て来ることは、私は当然だと思つております。その点は、でありますから、必ずしも何でもかんでも財政上の需要からかき集める必要があつて、こつたくさんの法律案を出しておるわけでは必ずしもないのでございませぬ。

○森下政一君 今私が言うような印象を余計に受けまことは、今のところは、これは十億くらいを減らしてもいい、十五億を一般会計に繰入れようとい

いうわけですが、將來情勢が変化して又借入をしなければならぬという時があつたら、その時にはこの基金は少いわけですから、借入金ができるような工合に措置を今からしておこうといふところに、何かとかく十五億を一般会計に繰入れて財政需要に適合するだけの収入をどこからか集めなければならぬといふふうなことで、そんな措置をしておるのかとよくとれたのです。が、まあ併し大体今の御説明でわかりましたかね。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手續は委員長に御一任願います。それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

森下 政一 前田 久吉
土田 國太郎 小林 政夫
西川 甚五郎 青柳 秀夫
平林 太一 岡崎 眞一
藤野 繁雄

○委員長(大矢半次郎君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道会計及び通信事業特別会計の借入金償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたして質疑を願いますが、都合によりまして本案の質疑はあとにいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を願います。

○藤野繁雄君 補助貨幣の製造に要する経費ですが、これはどのくらいですか。

○政府委員(白石正雄君) 二十八年度におきましては十六億二千六百万円に相成つております。

○藤野繁雄君 續いてこの会計の固定資産の拡充及び改良に要する費用はど

のくらいですか。

○政府委員(白石正雄君) 二十八年度におきましては予定しております。いや間違いました。訂正いたします。五千七百三十六万円であります。

○藤野繁雄君 それから決算上の利益金を回収準備資金に繰入れるというところでありますが、どのくらいの利益金がある御予定であるか、その予定のお知らせを願います。

○政府委員(白石正雄君) 一億九千六百七十九千円程度の利益金を予定しております。

○委員長(大矢半次郎君) 念のために申し上げますが、本案は前国会において大蔵委員会を通過しております。

他に御発言もないようでありまして、質疑は終局したものと認めて御異議がございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議がございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

に御一任を願います。それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名
青柳 秀夫 平林 太一
藤野 繁雄 岡崎 眞一
森下 政一 前田 久吉
土田 國太郎 小林 政夫
西川 甚五郎

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案を議題といたしまして質疑を願います。念のために申し上げますが、これも前国会において本委員会を通過しております。

別に御発言もないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議がございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議がございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。

昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

西川 甚五郎 小林 政夫
土田 國太郎 前田 久吉
森下 政一 岡崎 眞一
藤野 繁雄 平林 太一
青柳 秀夫

○委員長(大矢半次郎君) お諮りいたします。昨日本委員会におきまして、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について、日本開發銀行理事中山素平君を参考人として出席を求めるとに御決定を願つたのでありますが、同君は病氣のため出席できない旨の連絡がございましたので、日本開發銀行副總裁太田利三郎君を参考人として、その発言を許可することにいたしました。と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に、昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道会計及び通信事業特別会計の借入金償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を願います。

○藤野繁雄君 この法律案は昭和二十一年度から年々延ばしているようでありまして、償還が困難な理由と償還の計画があつたならばそれを承わりたい

○政府委員(白石正雄君) 本借入金は前回御説明を申上げましたように、内容といたしましては三つの事項を含んでおります。第一は一般会計が終戦処理費の財源にあるために借入れました百億円、第二は帝國鐵道会計におきまして臨時家族手当の増加、政府職員給与の特別措置、或いは施設、車両の補修復元費というような経費に充てるために借入れました四十二億円の、更に通信事業特別会計におきまして、同じように給与費或いは物価騰貴に伴います経費増加に充てるために借入れました十五億三千万円、こういう三つの借入金をしていただくわけであります。先ず第一の一般会計が終戦処理費の財源に充てるために借入れました百億円でありまして、これは二十一年に進駐軍の宿舎等を早急に作る必要がございましたために、その借入金といたしましてその財源に充てたわけであります。その宿舎が不要になつた際におきまして、その宿舎を調達して償還をするというような考えで、当初は三年程度の借入を予定しておつたわけであります。その後その関係が延び／＼になりましたので、一般会計全体として償還計画の中に繰り混ぜまして、そうして逐次償還して行くというところで今日に至つたわけであります。従いまして、これは公債全体の償還というふうなものとの関連において償還すべきものではなからうかというふうなことで、今回三年程度一応借入の期間を延期して頂きます。その間に若し償還が至急財源の都合上できないということになれば公債に借替えまして、そうして公債等一連の関連にお

いて逐次償還して行くというふうな考
えてあるわけでありませう。次に帝國鉄
道及び通信事業特別会計の二つであり
ますが、この関係は、御承知のよう
に、現在電々公社及び日本国有鉄道と
いう公社のほうに引継ぎになつており
まして、なお郵政事業特別会計に五億
円引継ぎになつておりますが、それ
らの特別会計及び公社の現在の財政状
況が至急この償還を許さないというよ
うな現状でありますので、これも合
せて一般会計のものと同じような措置
をとるといふように考へておられるわけ
あります。

なお、今の説明でちよつと不明確な
点は、一応公社及び公社の借入金の方
は、公社ができました時に一般会計が
引継いでおりますので、この借入金目
体といつたしましては一般会計の債務と
相成つておりますが、同時に同額を
公社に対する債権といつたしまして一般
会計は持つておりますので、公社か
らの償還がない以上、一般会計として
も償還できない。かような状況になつ
ておられるわけでありませう。で、鉄道及び
郵政、電々の関係につきましては、な
お係のかたも見えておりますので、細
部の点につきましては御質問に応じて
係のほうから御説明いたさせたいとい
うふうな考へます。

○藤野繁雄君 とうするとうと、公
社のほうではどういふような償還計画
を立てておられるか。
○説明員(高井重一君) 国有鉄道の経
理局長でございます。
只今の御質問に對しまして御説明を
さして頂きますが、この四十二億は先
ほど政府委員のほうから御説明があ
りましたこと、日本国有鉄道というい

わゆる公社が設立せられます際の収支
の赤字をここで借入をいたしてある
金でございます。それでこの四十二億
の額はこのたび四十二億となつており
ますが、これはその全部が国有鉄道の
債務との関連になりますので、簡単に
全貌を御説明申し上げたいと思つてお
ります。

現在国有鉄道が帝國鉄道の時から引
継ぎましたもの及び公社になりまして
から借入をいたしてあります借入金の
総額は一千四十六億に上るのでござい
ます。その内國債が三百四十九億、約
三百五十億ございまして、それから一
般会計に帰属いたしました借入金が百八
十六億ございまして、その内の現在問題に
なつております四十二億がその中には
含まれております。それから公共企業体
になりましてから、資金運用部のほうか
らお借りいたしてありますものが四百
六十億程度ございまして、それで公債及
びこの一般会計に帰属いたしました借
入金の返還につきましては、先年までは
これにつきましては國債を、整理基金
特別会計法に定める率によりまして、
一億三千万円というものが二十七年
度に入つておつたのでありますが、その
後償還に對するいろいろ疑義なり或
いは問題も起つておりますので、今
年には入つておりません。ただ今年二
十八年度の現在提出されております予
算案には、昨年度の借入れました三十
億の返還金が予算上計上いたしてある
のでございまして、その他資金運用部
になりましてからお借りいたしたのも
のの内には、やはり三カ年振替の十五
カ年償還ということに相成つておりま
す。まだ償還期限は參つておりませ
んが、そういうことになつております。

そういうふうな次第でありまして、こ
の現在の国有鉄道の財政から参ります
と、今年の予算につきましても慎重な
御審議を願つておるのであります。ま
が、昨年借入れました三十億の返還以
外には余裕がないのでございまして、そ
ういふような意味からこの延期の方の法
律を出して頂くことになつておるので
あります。それからこの現在の國鉄の
事業の基本問題で、償還に對します
根本問題であります運賃の中にはこう
した金の償還が見えないのでございま
す。この借入金の内にもこの事業の設
備拡充に投資いたしましたいわゆる設
備投資資金と、それから経営上の赤字
をカバーいたしますための借入金と両
方あるのでございまして、その経営の赤
字が出ました意味におきましても、こ
れは運賃法の改正が遅れましたり、或
いは諸般の事情におきまして容認され
なくては赤字が出ましたもの、
或いは設備におきましては、これは本
来ならば私どもが政府の出資として
まして借入金でなしの出資としてお願
いいたしたい資金なのであります。が、
いろいろ政府のほうの御都合によりま
して借入金ということに相成つており
ます。この設備の借入金であります上、
この償還計画というものをはつきり
立てまして、そしてこれが償還で
き得ますような運賃構成というものを
して頂かなければならぬといふふう
に考へております。そういう意味でい
ろいろ検討をいたしておるのでありま
すが、取りあへずの問題としてしまし
ては、現在お返しする財源がござい
ませんので御延期願ひたい、さように
お願ひをいたしておる次第でありま
す。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言
もないようでありませうが、質疑は終了
したものと認めて御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
と認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のあるかたは賛否を明らかにし
てお述べを願ひます。

別に御発言もないようでありませ
うが、討論は終局したものと認めて御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない
ものと認めます。

昭和二十一年度における一般会計、
帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の
借入金の償還期限の延期に関する法律
の一部を改正する法律案を原案通り可
決することに賛成のかたの挙手を願ひ
ます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(大矢半次郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員
長に御一任を願ひます。それから本院
規則第七十二条により委員長が議院に
提出する報告書に附する多数意見者の
御署名を願ひます。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 岡崎 眞一 | 藤野 繁雄 |
| 平林 太一 | 青柳 秀夫 |
| 菊川 孝夫 | 西川甚五郎 |
| 小林 政夫 | 土田國太郎 |
| 前田 久吉 | 三木與吉郎 |
| 森下 政一 | |

○委員長(大矢半次郎君) 次に日本輸
出入銀行法の一部を改正する法律案を
議題といたします。先ず本案に關連い
たしまして参考人として日本開發銀行
の副總裁太田利三郎君が出席しており
ます。質疑を願ひます。

○平林太一君 参考人太田君に参考と
してこれから種々お尋ねをいたすので
あります。第一に、太田君御承知の
通り、日本開發銀行の創立を必要とし
た國家の目的というものが非常に容易
ならざるものがあることによつてこの
開發銀行の発生を見たことはよく御承
知だと思ひますが、そういう見地に基
きまして実は業務状況につきましては、し
ばしばの機会において銀行自体が我が
委員会に對してはその取運びをいたす
ということが極めて誠実な又良心的な
御態度であるということを知りたいし
ておるものであります。が、不幸にい
たしまして今日までそういう御処置を
おとりにならない、そういうような結
果が自然と委員会から總裁に對しまし
てその出頭を求めて業務の状況に對し
ましてこれを詳細に報告を求めるとい
うことが生じた次第であります。であり
ますからどうぞそのお心組みで。

先ず第一に、日本開發銀行創立以來
今日までの一般業務概況及び差迫つて
おります開發銀行の融資先に對しま
すところの極めて正鵠を當を得た融
資をしなければいかんじやないかとい
うその事実を鑑みまして、今日のそれ
らに對します何と申しますか、業務
の状況についてその報告をせらるるこ
とをここに求めるものであります。

○参考人(太田利三郎君) 開發銀行の
業務概況につきましては実は開設以來
ちよいちよい参議院、衆議院の大蔵、予

月末現在でありますから、三月末現在までの申込件数に対する消化件数をお示しになり、そうしてこれが何件という事は、こちらでわかりましようから、これは何多かという、こういうこととございます。

○参考人(木田利三郎君) ちよつと今累計の件数を持合せておりませんが、甚だ申訳ございませんが、金額で申しますと概略六割くらいのもが申込に對して融資されているようになってい

○平林太一君 それでは今の件数に對することは改めて一つ委員長の手許まで文書で回答をいたすように願ひたい。

○参考人(木田利三郎君) 承知いたしました。

○平林太一君 それで融資額に對しまする六割ということよりも遙かに重大なことは、やはり申込件数に對する処理、いわゆる決定した件数というものに對して非常に重きを置かなければならないのであります。開発銀行資金として、いやしくも開発銀行に融資を申込むというものは皆それらの事情が

た分を下のほうに廻して、それだけ件数が多く消化されるようにということをお我々としては望むのであります。現在までのこういう融資に對します方針、それから決定をいたしましたその決定に對する基本的な方針は、どういうことでおやりになつておるか、その点を伺いたい。

○参考人(木田利三郎君) 御要旨を多少取違えておるかも知れませんが、融資方針といたしましては、毎年政府のほうで大体今年はどういつたような業種に国庫資金を貸付けようかというこ

○平林太一君 その点は非常に開発銀行が十分にこれを業種の決定ということに對しまして軽率のないように、この際御注意申上げておきます。

○参考人(木田利三郎君) 残高です。これは開発銀行になりまして出したものが本年三月末現在で六百十九億六千五百万円でございます。

○平林太一君 それでは、その中でそのどれに貸すかということを決めるわけでありまして、その業種に入つておりました。我々のほうはお話を承りまして貸付の可否を審議するわけでございます。我々の融資する場合の希望といたしましては、成るべく資金も少いところでございまして、これもこれも万遍なく振りまக்கும்ということも資金の効率が申しまして十分でございます。それが全般に影響を及ぼしてコスト・ダウンに役立つというものを成るべく選んで出す心構えでおるわけでございます。お仰せのように金額の小さいところにつきましても、お話を十分承りまして審議いたしておるのでございまして、ただ資金効率が申しまして、同じ資金を付けるならどちらに付けたほうが同じ物を作るにしても余計できる、或いはコスト・ダウンになるというように考慮いたしまして融資を決定しておるのでござい

○平林太一君 今前段で、その貸付に對する政府の指示がある、こういうふうなことでありましたが、融資先に對するところの指示というふうなものがあるからあり得るといふことはあるの

○参考人(木田利三郎君) それはございません。業種だけにつきまして、それも開発銀行の資金ということに、ほかの、例えば農林漁業特別会計

○平林太一君 その表に出しておりますのは、五千万円以上の貸付、それに対する総額二千四百億と、こういうように承知いたしておりますが、それで間違ひございませんか。

○参考人(木田利三郎君) その通りでございます。

○平林太一君 そうすると、この件数に對しては調査ができませんというこ

○参考人(木田利三郎君) 件数を申し上げますと、二千六百九十三億に当ります件数が九千三百件でございます。そ

○平林太一君 それでは、この五千

○参考人(木田利三郎君) 約八千五百

○平林太一君 それでは、この五千

○平林太一君 それでは、この五千

○参考人(木田利三郎君) 約八千五百

○平林太一君 それでは、この五千

○参考人(木田利三郎君) 約八千五百

すことは、相当これは重大に扱わなければならないが、その点に對して開發銀行では特に運営委員会と申しますか、そういうものがあることを承知いたしておりますが、理事会でありませうか、そういう機構はどうなつておりますか。

○参考人(太田利三郎君) これは一般の銀行と同じように役員会がございまして、それでまあ決定するわけでございます。その前に無論營業部とか審査部とかございまして、それ／＼の担部局で研究いたしまして、その結果を持寄りまして役員会で決定する、こういう仕組みになつております。

○平林木一君 役員会の決定でございますが、役員会の構成は具体的にどういうものでやられるか、そういうことを伺いたい。ただ役員会というのではわかりません。

○参考人(太田利三郎君) ちよつと御趣旨がよくわかりませんが。

○平林木一君 それじやもう一遍言いましよつか。役員会とおつしやるが、役員会というのでは漠然としてわからぬ、いわゆる融資の最終決定において、いやしくも他の市中銀行と異なるのですから、それだから役員会というものがどういふ役割を以て役員会と太田君は言われるか、それを具体的に承わりたい。

○参考人(太田利三郎君) これは法律上はまあ總裁が最終決定権を持つわけでありまして、實際問題といたしましては總裁、それから以下理事全部入りです。それから各部署の説明を聞きまして決定する、こういうことになつております。多数決とか、そういうこともございませぬ。全会一致という

ことで、實際上はそういう形でやつております。

○平林木一君 そうすると太田君の役員会とおつしやるのは、總裁と理事だ、そういうことですか、そうすると理事というのは何名ありますか。それからその理事の名前を一つ承わりたい。

○参考人(太田利三郎君) これは總裁は御存じのように小林でございまして、副總裁は太田でございまして。理事は中村建城、それから中山素平、それから梅野友夫、矢田部章、それから鹿喰清一、松田太郎、この六人でござい

ます。

○平林木一君 それを以て貸付決定に對する最終決定機關とする、それを役員会と言ふ。こういうふうになつて承知してよろしうございませうか。

○参考人(太田利三郎君) さようでございませぬ。

○平林木一君 そうすると、只今太田君からは御承知の通り小林だ、それから副總裁は太田だ、こういうお話であります。私寡聞にして知らないのですが、小林何とうのですか、ちよつと名前を伺つておきたい。

○参考人(太田利三郎君) 小林中というのです。

○平林木一君 あたるといふ字はどういふ字を書きますか。

○参考人(太田利三郎君) なかです。

○平林木一君 副總裁は太田とおつしやいましたが、太田何ですか。

○参考人(太田利三郎君) 太田利三郎でございませぬ。

○平林木一君 了承いたしました。これが役員会として決定をなさる。こういう

ことであるが、今日民主政治の存在を必要として、国会においましてこれを議決して作られた、そうしてさつき申上げた通り、資金が少いと言ふが、少いところではない、国家不相応の措置をいたしてこの目的を達成するように、そうしたことでやつておるのであります。非常に何か開発銀行は、いわゆる總裁小林中君が、特に總理大臣から指名を受けて、そうしてこの開発銀行が立つたが、ことによると錯覚しておられることは、何か国ということよりも總理大臣の直屬機關であるということよ、開発銀行の行風の中にしばしば、そういうものが覗ける筋が世間に伝えられておる。従つてそういう見地からいたしまして、融資先の決定といふものが、まあ全体の件数は今日報告を求めることができないので甚だ遺憾であります。何らかそこに關連がないものは理由を付けてこれを審議の俎上には載せないで、そうしてこれが融資の對象とするものは、極めて一応の政治的の關係の筋の通つたものだけが俎上に載せられる。こういうようないふ事実はどうであるか、それを伺いたいと思ひます。

○参考人(太田利三郎君) 全然ございませぬ。

○平林木一君 これはまあ當然そうあるべきことであります。そこで一つ私御注意を申上げて、特に太田君の副總裁としての今後の融資の決定等に対応一つの用意としてお考えを願つておきたいことは、いわゆる今日こういう説がある。極めてこれは識者の間で説があります。今日の日本経済を根本的に

建直しをするということに對しては、いわゆる現在の總理大臣であります吉田茂君を中心とする利権グループを解消しなければ日本経済の再建はできない、こういう峻激な批判が今日識者の間にあることは少くない。ところがその番頭手代となつておられる者が小林中、それから白洲次郎、麻生多賀吉、こういう者が擧げられておる。そうしてこれらがいたらずらに國際物価の水準というものを常に俎上に上げて、そうして日本の物価が國際物価に比して非常に割高である、それを國際物価を先ず下げなければならぬというこ

と、しばしば、こういうようなことが今日強く世間に伝えられておるのであります。その労働賃金の引下げを行わしめるというところが産業の合理化である。こういうようなことが依然として我が國の貿易振興に對します一つの見解として、定義のごとく今日掲げられておるという通じまして、どうして、この開発銀行に對しまして、どうして何か一方の特別な階級、特權事業家といふものにのみ偏して、そしてこれが開發銀行のその使命といふものが普遍的に、それから全国的にこれが行われぬ、貿易でありませぬれば、全体の貿易が行われぬ、こういうことが非常な今日世間から批判をされておられます。そういうことには對して太田君自身は今日までこの業務に執掌されて参りましたが、そういうことには對してお感じになつたことがあるかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○参考人(太田利三郎君) 私はその業務に日々タッチしておりました。そう

いふ感じを自分で受け、或いは反省しなければならぬような事態は、今まで実はないのであります。

○平林木一君 今反省しなくてはならぬといふことがない、こういうお話でありませうか、これはなか／＼迂闊であります。職務に對して忠実でない、誠心誠意職務を遂行しておられますれば、そういう反省をするようなことはないといふことは、これは斯くてない。いやしくも金額において二千五、六百億円内外の金を扱つておる。そういう融資を、事前のものもありませうが、撥つておる開發銀行が、それを反省をする必要がないのだ、資金が少いのだといふことは非常に我々としたしましては遺憾で、思ひ半ばに過ぎるものがあります。そういうものを開發銀行に廻して、そうしてそれをやられておる。何らかそれに対しては、自分の足らざるを思ひ、なお足らざるものがあるのだ、こういうお考えが起きなくちやならぬわけですから。

○参考人(太田利三郎君) 言葉が足りなかつたかも知れませぬが、先ほど申しましたのは、つまり特別な事業に偏してのみ開發銀行が融資するようなあれがある、ちよつとこの御意見がございませぬが、併しもういふたことではないといふ意味でありまして、我々として業務上もつと慎重でなければいけません。或いは公平にやらなければいけません。ちよつとこういふことは無論日夜十分注意してやりたいと思つておられます。今後ともそういうことは十分注意したいと思つておられます。

なお、資金が足りないという先ほどの問題につきまして、多少誤解があつ

たかと存じましたが、この二千何百億というの、これは復金並びに見返資金を引継ぎました現在貸付けの済んでおります残高でありまして、新規に融資する金というのは、資金の需要に對しまして十分でない、こういう意味で資金が少い、こう申上げたのでありまして、この点一つ誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○平林太一君 今のお話は一応その程度で私は承知をいたしておきます。

そこで日本開發銀行は当然大蔵省の指示、監督の下に運営をいたすことに相なつておることは申すまでもないこととあります。今日創立以來、殊に只今二十七年におけることが特に取上げられておりますが、この間に、その運営に對して大蔵省当局に指示を仰ぐ、或いは大蔵省当局と懇談をして、その運営の万全を期すことに努めたかどうか、そういう事例があられるかどうか、具体的に承わりたい。

○参考人(太田利三郎君) これは大蔵省とはしつちゆう密接に連絡してゐるのであります。大蔵省は我々に對しまして一般的な監督権を無論持つておられますし、個々の融資についてはこれは無論相談する筋合ではございませぬけれども、その他一般の銀行の経営につきましては、常に御相談申上げ、又指導も受けておる次第でございます。

○平林太一君 開發銀行がその性格において、又今日の人的スタッフにおいて、往々陥りやすいと見受けられる強斷、強善、ややもすれば専恣、専横と云ふことを十分に小林君以下あなたを初め、先刻役員会と言われたが、役員会の理事諸君も大いに戒飭自粛して、

その職務に誤りなきことを期せられることを強くこの際要請しておきます。それからこの際お尋ねしたいと思ひますことは、小林中君がMSAに對しまする運営委員会のメンバーに據せられ或いは本人みずからその指導權に對する争奪の今日渦中にあると、こういうことが伝えられてゐる。又新聞紙上にも公然とこれが伝えられてゐる。そういうことがおありになるか否か、一つ伺つておきたいと思ひます。

○参考人(太田利三郎君) 私そのことに關しては、寡聞にして承知しておりませんのでございませぬ。

○平林太一君 それは承知してないというふうなことは甚だ疎漏なんです。副總裁といふものは總裁と相並行して、そしてその業務に對して總裁の足らざるをるときには代つてやるというのでありますから、これは一体のものなんです。總裁のそういうような行為が副總裁に知らされぬという事は、そも／＼開發銀行の小林君といふような人が非常に副總裁を無視した行動をとつてゐるのだということになる。だから／＼それは危険である。こういうことになるわけなんです。この際申上げておきますが、いづれにしても開發銀行は銀行として国の資金を扱つておるが、MSA運営委員会は又龐大なものを取扱うことに相成る、その中に入るのですから、こういうことを若しおやりになるときは開發銀行の總裁は御辞退になつて、そしてMSAの運営委員会の中に入らなくちやいかんといふことをこの際はよく注意をいたしたい。こういうことをよく頭の中へ入れて頂きたい。いずれそういうことが起きなければ、それが杞憂であ

あればそれに越したことはないわけなんです。我々のほうとしては非常に開發銀行總裁が政治的のいろいろな面に暗躍し、又活躍しておるといふようなことは、開發銀行に二千六百億円の金銭を國家が委ねた立場から行きますといふと、甚だこれはいたしてはならないこと、さしてはならないことである。そういうことをよく太田君御自体は頭の中へ入れて頂きたい。何も知らない、わからぬといふふうなことは困る。副總裁としてのその職務に對しまして、決してそれは優秀なる副總裁とは言えないので、優秀なる副總裁になつて頂きたい。これは重大なことなんです。世間常識からいいますれば、そういうことはよく談笑の間にも考えられることなんです。そういう極めて何でも世間から見るとやうやう極前のようなことの中に、容易ならざる没落の穴が実はあるのです。私はそれを強くこの際申上げておくのであります。

さて、その中で／＼私の時間も迫つて参りましたので、申上げますが、今日まで融資をいたしておりませんが、良心に表を出されておられるが、良心に恥ずしてこれが融資のなをいたしたといふことが言えるかどうか、その点一つ伺つておきたい。この中には随分幾つかあります。私が見たところでも随分これは……この会社の名前を拾つて見ますと、そうすると偏頗な処置、権門に何と言いますか屈し、權力に引きずられたといふようなことがこの表の中にも出ておる。併しそういうことを一々申上げることは私どもは差控える。そういうことはむしろあなた

のほうでよくおわかりなんだから……、そういうことをしてもらつては困る。そういう点につきまして、このうちでその後貸付けて非常に國家のために相成りましたと若し言明できる会社名があり得るならば、それを一つ承わりたい。幾つでもいいから……いいことを礼讃、顕彰するのは非常にいいのであります。

○参考人(太田利三郎君) これは皆我々のほうはお役に立つてゐると思つてやつてゐるのであります。ただ結果が今すぐ出るのであると申すのでないのがございませぬけれども、結果はいいと思つて皆決定したものでございませぬ。

○平林太一君 だからその中で結果がいいと思つてやつたのはいが、まづかつたら困るのです。國民の血税だから……。それを私ども何つておる。それだから申すは、あなたを出して頂いてもいいのです。あなたの出で実は甚だ不行届で、こういう失敗がありましたと、こういうふうなものをお出しになるのも大変いいのです。そういうことをお考えになつておられませんか。又そういうことは日々の業務の間でこれはよくわかるはずなんです。この中にはこれだけの資金を貸して、そしてこれが一人の私事にその大半が費消されたといふものも幾つかあるはずなんです。若しそういう説明ができれば、最もよいこれ／＼の会社に對しましては成功しましたといふ、その会社名をあなたのほうで発表ができるはずなんですから、それを承わりたい。

○参考人(太田利三郎君) 今まで出しましたものは実は悪いものは我々はないと思つております。それから特にこれ

これはいいというものも、先ほど申しましたように、これは設備資金でございませぬから、結果は相当年月を要するかと思つてあります。皆これはいい結果をもたらさるうと思つて出したものばかりでございまして、従つて特にこれは申すかつたと思つたものは今のところはなないと思つております。

○平林太一君 非常にこれは太田君自体が何かやはりこの副總裁だといふやうな思ひ上つた態度で平常おいでになるから、こういう場合に即刻そういう答弁ができない。実は我々から申しますれば、開發銀行の總裁といふやうな名前はつけない。銀行長でいいのです。總裁といふやうな名前だと政黨の總裁と同じやうで、非常にやうやうのことからいへば、自分の身分といふものを過大評価し、民主政治下においてやういふことはあり得ないやうなことを来たす。各官庁におきまして大臣以下は皆長なんです。主宰する者が總裁だなどといふ名前をもちつてそれで思ひ上つてゐるといふやうなことは、それ自身が非常に間違つておる。だから一つ根本的にやういふものから反省をせられて、やういふ開發銀行のいわゆる銀行の事務執掌の一員である、やういふことで事務に執掌しておられます、今日只今のやうな場合にさういふ下劣な答弁をしなくても、眼光紙背に徹した、これ／＼の会社へこれ／＼融資しました、返済方法はこれ／＼だ、そして業績はこれ／＼だ、それが日本の運命を作る開發の使命にこれ／＼の貢献をいたしておられます、やういふことが一つや二つは言えるはずなんです。実際それはみんな下任せ、きめるときには先刻申した通り利権グルー

はいいといふものも、先ほど申しましたように、これは設備資金でございませぬから、結果は相当年月を要するかと思つてあります。皆これはいい結果をもたらさるうと思つて出したものばかりでございまして、従つて特にこれは申すかつたと思つたものは今のところはなないと思つております。

はいいといふものも、先ほど申しましたように、これは設備資金でございませぬから、結果は相当年月を要するかと思つてあります。皆これはいい結果をもたらさるうと思つて出したものばかりでございまして、従つて特にこれは申すかつたと思つたものは今のところはなないと思つております。

プのうやむやの中に、そういうものが中心母体になってやっております、こういうことなんです。それを我々は深く……こういうふうなことは今日まで、我々から請求されんども、正当にやつておればそういうことはいいはずで、みずから進んで来て、これの今度は業績がありました、喜んで下さい、こういうことになつて来ると思つて居るのです。それをつちから言つてもひた隠しに隠して、昨年以來組上に乗つておるのです。その際も何かと政治的に暗躍して、それを出すことをつまり一日逃れにしようとしたんです。今日は漸く出たというので、併し五千万円以下は出さないというので、すから、甚だ不届きなことを言わなければならぬ。なぜそういう誠実に五千万円以下も全部こういうものをこに出すお考えにならないのか。あなたは職務にそれで誠実であると思つて居りますか、承わりたいと思つて居ります。

○参考人(太田利三郎君) これは数年以前も問題になつたかと思つて居りますが、主として技術的問題でございまして、御承知のように非常に件数が多いものでございまして、なか／＼これを一遍に処理するといふことが、能力から申しましてもな／＼できかねるのでございまして。それでこの前も御了解を得て五千万円以上ということにしたのでございます。

○平林木一君 そういうことを聞いておるのではない。了解はそれはあなたのほうからみずから求めずともそういうことはすべきものであるといふことを申上げてあるわけです。今までもこれを昨年、一昨年、毎年こういうものは出すべきなんだ、それを漸く開設以來

初めてこれを出した。そういうことは非常に開銀のいわゆる理事者に……、役員会とおつしやつておつたが、その役員会というものがとんでもない、これは井の中の蛙大海を知らず、我々から言わせる……よく帰つて一つ理事会においてそういうことをお話になつた。そういふわけであるから、そこに開銀だけで独善、いわゆる自我のこのみやつておるので、この内容というものは私から申すれば非数あると外れておるものがこの中に多数的を外れておるものから、国民の血税をいわゆる赤字補填にまでこれを流用して、そうしてこれをやつて行くといふことに對して、何の申訳があるか、それではどうもであるならば、自分はいやだとおつしやるならいづても辭職なさい、小村君初め太田君、やめなさい。適當な人材は募集して居る。吉田總理あたりのお声がかかりて總裁になつたといふのが安易に墮して、それでそういうふうな安易に墮して、何か自分の牙城のごとく、開銀銀行といふものを一つの特権の府のごとく考へてやつておる。こういうことは非常に國政の上において恐るべきこととす。非常に重大なことですから、今日そのことを申上げておるのであります。太田君どうお考えになりますか。

○参考人(太田利三郎君) ちよつとどうもどう申上げていいのかわかりません。名前が付いておられますけれども、これは全くさつきおつしやいましたように銀行の頭という意味でございまして、我々普通の銀行の者とその点ではちつとも發らないつもりでありませぬ。何も特権を持つておるといふつもりも無論ございませぬし、これは十分謙虛に何とて、融資の決定に當りまして、むしろ慎重過ぎるくらいに慎重に扱つて来たつもりでございませぬ。ただ御意見は十分によくわかりましたので、反省の資にしたいと思つて居ります。

○平林木一君 非常に答弁を承りましたが、先刻申上げます通り、我々の意に反するものが極めて多い、その点を十分に一つ御反省を頂きたいと思つて居ります。それでいやはらなかつてもお辭めになつて頂きたい。それから總裁といふ名前はとつて、お歸りになつて一つ大藏省のほうへ……、大藏省からそういうことを何するとはいけませんから、法律改正いたしますから、開銀銀行自体でそういうことを一つおやりになつて、開銀銀行長、それが一番いい名です。副總裁は副行長でいい。そういうことに一つ手續を直すように、真に私が今まで申上げたことがあなたの方にいれれば、さうしなくちやならぬ。だからさういふことを一つおやりになるか、大いに注目いたして居ります。ですからさういふ名前になつたときに本當に開銀銀行の使命を果す軌道に乗るわけです。それができなければこれは今までと同じことなんです。いわけは今までと同じことなんです。いわけは一部の特権階級の手慰みといふことに墮して居ります。我々のほうでは貸付等に対する内容その他のことには貸付が幾つかある。いつまでもさういふものであつては困る。実は、さういふことはありませぬ、全部いいのだとい

うことを言つておられますから、非常にこれは幸いでありませぬ。さういふことをこの際申上げて、実はそのほか私から申上げたことは多々ありますが、他の委員のかたからの御發言もあるかと思つて居りますから、私はこの程度で質疑を打ち切ります。

先刻申上げましたように、要求をいたしました資料は早速一つお出しを願うように、それから今後若し總裁、副總裁をやつていただきたいならば、しはんと大藏省及び當委員会に對しては教えを乞ふという態度をおとりにならなければいけません。さういふことが今まで絶対ない、他のほうにもありますが、どんな改革して行きます。全然國會になんか關係のない、これは銀行だけの牙城に……特に國家の銀行だといふようなことで、さういふように一方的な何ら反省をしない態度が非常に開連つた方向に行くのであります。教えを乞ふ、どうぞ一つ國家全體、國政全體を通じて開銀銀行の運営、具體的には貸付をどうしたらいいのでしよう、これ／＼さういふ申出があるが、さういふ中からさういふものを取扱うべきでしよう、我々もさういふものを……、さういふものをあなたの方からしはしてこの大藏委員会等に對しましては、所管の委員会、又國會全體に對しまして、さういふものでありませぬ、大藏省、さういふものには對してはしはんと、さういふものには對してはしはんと、さういふものをしなければいけません。単に理事會だとか役員會だとかいふような、世俗で申しますれば役員會といふものは皆一つの同じ穴の貉といふ世間の諺があるが、これは同じなんです。さういふものだけでやられた

ら、決して外部の全體の視野の中から、政府が妥當な結論を出すといふことはできないことなんです。一つのグループの中で……、旧態依然たる一つのグループ、集りななんです。さういふことを一つ深く注意を申上げておきます。それに対して太田君御異議があるかないか、やるならばやる、さういふことをいたしてみたいと思つて居ります。いたすことができないといふなら、その理由を一つ承わりたい。これは最後ですから……。

○参考人(太田利三郎君) 今すぐ即答は申上げかねますが、御趣旨は十分よく体しておるわけでありませぬ。一々この委員会へ御指示を仰ぐということもこれはできませんし、これは實際大藏省とは我々しよつちやう連絡して居りますが、大藏省だけではございませぬ。經濟審議府も通産省も關係官庁とは密接にこれは連絡して居ります。それからを通じてこの政府の御意向といふものは十分我々体しておるつもりでございます。併し御意見の趣旨はよくわかりませぬので、その御趣旨を汲みまして、今後とも十分注意してやつて行きたいと思つて居ります。

○委員長(大矢半次郎君) この際、私は委員長として申上げておきます。開銀銀行は國家の財政資金を融資するわけでありませぬが、その融資の金額は非常に多額に上り、而もその貸出の實際は開銀銀行の理事者の全責任において行われて居ります。さういふふうな一般から信任を受けてやつておられるわけでありませぬが、當委員会に委せましては、従来しはんと開銀銀行の理事者に對し、その業務の實際の内容についてはできるだけ機会を多くして當委員

会に十分資料を提供して説明するようにと要望して参つたのであります。開發銀行当局においてはその点十分御了承下さいまして、できるだけその方向に御努力願いたいと思ひます。特に要望しておきます。

○平林木一君 私もう打切ります。

○委員長(大矢半次郎君) じゃちよつと速記やめて……。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) それじゃ速記付けて……。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時五十二分散会

七月七日日本委員会に左の事件を付託された

一、一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(予備審査のため付託は六月十六日)

一、昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は六月十八日)

一、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(予備審査のため付託は六月二十二日)

一、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(予備審査のため付託は六月二十二日)

七月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、積雪寒冷単作地帯における麦類

又は菜種の収穫に因る農業所得に對する所得税の臨時特例に関する法律案(衆)

積雪寒冷単作地帯における麦類菜種の収穫に因る農業所得に對する所得税の臨時特例に関する法律案

積雪寒冷単作地帯における麦類又は菜種の収穫に因る農業所得に對する所得税の臨時特例に関する法律

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の規定による農業振興計画に基く土地改良事業かんがい排水施設、温watため池若しくは農業用道路の新設若しくは改修、区画整理又は客土をいう。以下同じ。の實施後、当該土地改良事業に係る水田に水稻の後作としての麦類(大麦、小麦及びびはだか麦をいう。以下同じ。)又は菜種の植付(以下「植付」という。)をした場合(当該土地改良事業の實施前に植付がなされたことのある水田で政令で定めるものに植付をした場合を除く。)において、当該土地改良事業の實施後初めてその植付をした年の翌年から三年間(昭和三十一年一月一日以後にその初めての植付をしたときは、その植付をした年の翌年から昭和三十四年までの間)は、当該麦類又は菜種の収穫に因る所得については、所得税を課さない。

附則
この法律は公布の日から施行し、昭和二十七年以後の植付に係る麦類又は菜種の収穫に因る所得について適用する。